

特許法

- 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、**法人の役員**、国家公務員又は地方公務員（以下「**従業者等**」という。）が、「職務発明」について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する（第35条第1項）。
- **従業者等は**、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、専用実施権が設定されたものとみなされたときは、**「相当の利益」を受ける権利を有する**（第35条第4項）。

意匠権

- **建築物の外観・内装**のデザインも保護対象（R2年4月1日施行）
- 意匠法上の建築物に該当するための要件（「**土地の定着物であること**」及び「**人工構造物であること。土木構造物を含む。**」の2つの要件を満たすこと）の明確化（改訂意匠審査基準（案）「建築物の意匠」関連部分）
 - ▶ 特許庁「意匠審査基準」

https://www.ipa.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html

知的財産法のポイント

- ☑法人と個人間（社長等）のライセンス契約の状況

- ☑職務発明等における「相当の利益」の支払い状況
 - 代表取締役が行った発明、考案、職務創作（意匠）の有無
 - 相当の利益の時効（※10年と判断する裁判例が多い（知財高裁平成21年6月25日判決・平成19年（ネ）第10056号）が、学説上争いあり。）

- ☑未払いの「相当の利益」がある場合、株価は下がる